

経済部

1 商工業の振興

(1) 中小企業の振興

① 中小企業の経営支援

ア 各種商工業団体等の支援

消費者ニーズの高度化・多様化、そして規制緩和の進展や商業施設の郊外進出等による新たな業態の急激な変化に対応するため、各種商工業団体等の支援を行うことにより、商工業の振興に努める。

イ 経済団体の支援

地域商工業の総合的な改善と、地元産業の振興や地域活性化のために事業を実施する団体を支援する。

i 商工会議所支援事業

佐賀商工会議所が小規模事業者等に対して行う、巡回指導や窓口相談指導、講習会の開催などの経営改善普及事業に対して補助を行うことで小規模事業者等の経営改善や業績向上、経営の安定を図る。

ii 商工会支援事業

佐賀市北商工会及び佐賀市南商工会が小規模事業者等に対して行う、巡回指導や窓口相談指導、講習会の開催などの経営改善普及事業及び商工業や観光等の地域総合振興事業に対して補助を行うことで小規模事業者の経営改善や、業績向上、経営の安定を図る。

iii 小規模事業者伴走型支援強化事業

国の認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会及び商工会議所が行う、調査分析、販路開拓等の小規模事業者に対する伴走型支援にかかる経費の一部を補助することで、小規模事業者の持続的な経営発展を図る。

② 新産業の創出支援

ア DX推進支援

2年かけて体制整備からツール導入までを支援することで、中小企業のDX推進を図る。

○ DX体制整備事業

DX計画の策定及び社内DX推進マインドの醸成等に取り組む中小企業に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 5分の4以内

- ・補助限度額 160万円

○ DX導入支援事業

DX体制整備事業により策定したDX計画に基づくデジタル技術の導入に取り組む中小企業に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内 (DX認定を取得した場合は、3分の2以内)

- ・補助限度額 200万円

イ 産業支援プラザ管理運営事業

中小企業の振興や起業家の育成支援を図るため、iスクエアビル5階の産業支援プラザにおいて产学研官連携で新産業創出のためのさまざまな支援を実施する。

i ベンチャー支援

10.5 m²、13.5 m²、24.0 m²、25.0 m²の4タイプ10室のインキュベートルームを平成14年度に設置。新ビジネス展開を計画するベンチャー等を支援する。

【これまでの実績（令和7年5月末時点）】（単位：件）

入居者総数	60
事業継続中	47
現入居	9
退去者	38
市内創業者	30
市外創業者	8
廃業者	13

ii 経営・技術相談への対応

産業支援相談室において、中小企業や創業希望者を対象に、販路開拓・創業・経営改善・新分野進出などに関する相談業務を実施する。特に起業・創業支援については日本政策金融公庫との連携で資金調達に関する支援にも力を入れている。

iii 創業資金の支援

創業支援セミナー等を受講した創業者が金融機関へ融資の返済を行う際に、返済開始時点から2年分の利子を助成する。

iv 産業人材育成の支援

产学研官連携の支援体制「C R E A T I V E L I N K S A G A」を発足し、20～30代の若者を主な対象に、課題の発見から解決策の提案・実践まで行えるクリエイティブ人材の育成とコミュニティ形成支援を実施。若者の活躍による中小企業の稼ぐ力の強化やスタートアップ創出を図る。

ウ 中小企業人材確保支援事業

中小企業の人材確保や人材定着のため、採用情報の充実を含むホームページ等の作成・改修及び求人メディア等への掲載、従業員満足度調査や人事評価や就労規則等の見直しにかかる経費の一部を助成する。

・補助率 2分の1以内

・補助限度額 30万円

③ 販路開拓の支援

ア 販路開拓支援事業

「都市圏の流通関係者との人的ネットワークの形成」、「メディアの活用」、「商談会等の開催」に取り組み、市内で生産、製造された優れた産品（農水産物、食品加工品、伝統工芸品等）を、県外に売り込むための流通ルートの開拓を進めることによって、市内企業等の収益向上、ひいては地域経済の発展を図る。

○ 物産展等催事出店事業

販路開拓のため、佐賀県外で開催される物産展等で、催場に出店し、対面販売、試食販売等を行う中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 15万円

○ 展示会・見本市等出展事業

販路開拓のため、佐賀県外及びオンラインで開催される見本市及び展示会に出展する中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 15万円（開催地が海外の場合30万円）

イ 地域ブランド振興事業

菓子、伝統工芸品、家具、地酒など魅力的な佐賀の商品について、流通関係者との商談の場を設けること、市内事業者のスキルアップや新商品の開発等を支援することにより、販路拡大の可能性を高め、産業の活性化を図る。

○ 需要開拓事業

販路開拓、販路拠点拡充のための取組（ECサイトの構築、クラウドファンディングへの出品等）を行う中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 15万円

○ 新商品等開発事業

新商品の開発及び宣伝のための取組（広報誌への掲載、ポスター、パンフレット等の作成等）を行う中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 15万円

○ 知的財産権取得事業

製品の競争力及び経営基盤の強化のため、特許権・商標権・意匠権を取得する中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 特許権の場合 10万円（国際出願は15万円）
商標権の場合 5万円、意匠権の場合 10万円

④ 地場・伝統産業の振興

ア 諸富家具団体等支援事業

伝統的地域産品である諸富家具の知名度を向上させ情報発信力を高めるため、展示会開催などの取組を支援する。

イ 佐賀錦振興事業

佐賀市の伝統工芸品である佐賀錦の展示紹介や実演等を行うことで、佐賀錦を県内外に広くPRし、産業としての振興を図る。

ウ 売茶翁情報発信事業

「佐賀が生んだ煎茶の祖、高遊外売茶翁」の魅力を向上し、認知度を高めるためのイベントを通じて売茶翁の歴史や文化を広く発信し、佐賀市歴史民俗館周辺のにぎわい創

出を図る

エ 伝統工芸リブランディング事業

佐賀県指定伝統的地域産品指定の事業者（団体）に対し、現代ニーズを捉えた商品開発伴走支援及び需要喚起につながるプロモーション等を行い、本市伝統工芸の商品力の強化、認知度向上、イメージアップを図る。

⑤ 金融対策の支援

中小企業等に対する融資を円滑にすることにより、経営の高度化を促進し、中小企業の振興を図る。

ア 中小企業振興資金貸付事業

中小企業に対する、工場、設備等の近代化、店舗改善等に必要な資金や小口運転資金の融資を円滑にし、経営の合理化を促進し、中小企業の育成発展を図るため、市と契約した金融機関に対し、融資のための原資を預託する。

○ 佐賀市中小企業振興資金（令和7年度）

資 金 使 途	運 転 資 金	設 備 資 金
融 資 対 象	市内で6か月以上継続して同一の事業を営み、市税を完納している中小企業	
信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.9%（信用保証料は市が全額補助）	
融 資 限 度 額	1,000万円	1,000万円
(合算限度額1,000万円)		
融 資 利 率	年1.3%	
融 資 期 間	7年以内	10年以内
償 還 方 法	月賦償還 据置期間6か月以内	
担 保	原則として不要	
保 証 人	原則として不要 法人の場合は原則として、法人代表者（実質経営者を含む）のみ	
申 込 先	各融資取扱金融機関 随時受付	

⑥ 雇用の確保と労働環境の向上

就業機会の確保と就業条件の向上を図るとともに、労働環境の整備等を促進する。

ア 労政情報発信事業

社会保険労務士による労働相談を実施し、雇用主、労働者からの相談を受ける。また、市内企業の事業主及び事業所の労務担当者等に対して、年2回広報誌の発行等により、労働行政に関する各種情報を提供する。

イ 労働金庫預託事業

九州労働金庫に対し、勤労者生活資金、勤労者福利厚生資金に必要な原資を預託し、市内居住労働者の生活の安定を図る。

(2) 工業の振興

① 企業誘致と新産業の創出

市内外の優良企業を誘致し、市民の雇用の場の確保と拡大及び市内工業等の活性化を図

ることにより、市内産業の発展を推進する。

ア 進出企業一覧（平成 17 年度以降）

○ 製造業等

進出企業名	進出年月	事業内容	最終雇用者数（予定）
小糸九州(株)	H17. 9 H19. 12(拡張)	自動車用照明器具の製造・販売	1,300
(有)二鶴堂	H18. 1	菓子製造・卸・販売	90
プライムデリカ(株)	H18. 2(拡張)	調理パン・惣菜類の製造・販売	650
(株)サンパック	H18. 9	各種梱包・包装資材の設計・製造・販売	30
佐賀勇気屋(株)	H18. 10	工業用ゴム製品の製造	31
(株)かわでん	H19. 1(拡張)	配電盤、分電盤、制御盤、監視制御装置の製造	115
美光九州(株)	H19. 6 H22. 2(拡張) H28. 1(拡張) H29. 9(拡張)	自動車照明器具の表面処理加工	110
(株)西兼	H20. 8	ボルト、ナットの卸販売及び部品加工	10
(株)クッキングセンター佐賀	H20. 12	日配弁当並びに仕出しの製造販売	260
(株)望月工業	H23. 11	自動車用サブハーネスの組立等	62
サガ電子工業(株)	H23. 11	各種通信用アンテナ製造	23
公栄工業(株)	H24. 11	精密板金、製缶、ステンレス・アルミ加工	28
(株)橘化成工業	H25. 4	プラスチック製容器の製造	17
(株)山本海苔店	H25. 5	海苔の加工	80
(株)太興電機製作所	H25. 10	電気機械器具の製造	13
サンビット(株)	H25. 10	産業用ロボットの製造等	9
(株)若林商会	H25. 11	食品添加物の加工	9
(株)アルビータ	H27. 3	藻類の培養、販売及び研究開発	39
福岡ロジテム(株)	H27. 7	倉庫業、貨物利用運送業	40
(株)中静工業所	H28. 1 H30. 4(拡張)	自動車用灯具等の製造販売	42
(株)戸上コントロール	H28. 3	電気機器組立・電子機器組立	210
黒田木材商事(株)	H28. 4	木材製材加工販売等	15

佐賀冷凍食品(株)	H28. 9	冷凍惣菜・冷凍弁当の開発・製造	20
(株)三宝化学研究所	H29. 2	電子材料用化学製品の製造・販売	16
(株)ルミナス佐賀	H30. 8	自動車用灯体部品の組立・組付け及び検査納入	30
小野建(株)	R4. 8	鋼材の販売、加工	20
江藤酸素(株)	R5. 8	産業用ガス及び医療用ガスの製造・貯蔵・販売及びその他付随事業	15
(株)協和製作所	R5. 10	水門制御用機械装置の製作、大型金属製品(水門外扇)の機械加工、産業機械の製作	50
計	(R7. 4 時点雇用状況 : 2,901 人)		3,334

○ ビジネス支援サービス業等

進出企業名	進出年月	事業内容	最終雇用者数(予定)
損害保険ジャパン(株)	H17. 4	コンタクトセンター	700
(株)イーダブリュエムファクトリー	H18. 8	eビジネスに関する制作業務	20
F-LINE(株)佐賀受注センター	H20. 10	コンタクトセンター	91
(株)ビジョン	H23. 3	コンタクトセンター	165
セゾン自動車火災保険(株)	H24. 3	コンタクトセンター	124
レバレジーズ(株)	H24. 10	メディア構築業務	202
(株)杉養蜂園	H24. 11	コンタクトセンター	70
ヤマトマネージメントサービス(株)	H25. 2	総務事務及び給与計算等の受託業務	80
ジェイアイ傷害火災保険(株)	H25. 11	保険金支払業務、保険契約等問合せ業務等	61
(株)アイエスエフネット	H26. 1	コンタクトセンター	30
(株)フォーバル	H27. 1	情報通信、経営コンサルティング	35
(株)アイセル	H27. 3	ビジネスソリューション、ユビキタスネットワーク事業	50

(株)Faber Company	H28. 7	サーチエンジンマーケティング支援事業	30
(株)キーワードマーケティング	H28. 10	リスティング広告運用代行事業、検索エンジンマーケティング支援事業	30
(株)Cygames	H29. 4 H30. 7(拡張)	ゲームソフトウェア開発業	300
(株)インフォネット	H30. 5	Web サイト構築、システム開発	30
(株)マリエッタ	H30. 8	ソフトウェア受託開発	15
(株)大西	H30. 10	グループ各社への IT に関する開発業務	15
(株)アイトリガー	H30. 10	インターネット広告のオペレーション業務	10
(株)イーバイピー	H31. 2	電子帳票システムの製品テスト、システム開発事業	26
Citynow Asia(株)	H31. 3	IT システム受託開発事業	60
(株)BTM	R1. 6	システム受託開発事業	20
(株)グローバルワークス	R2. 4	システム開発、スマートフォンアプリ開発、Web サイト制作	10
グローバルブレインズ(株)	R2. 6	IT システム開発事業、IT システム基盤構築事業	7
ダットジャパン(株)	R3. 1	バックオフィス業、AI チューニング業務、システム開発	61
(株)日本アウトソーシングセンター	R3. 5	給与計算代行	69
(株)ユニゾンシステムズ	R4. 3	ソフトウェア開発、映像制作及び配信サービス業	10
オイシックス・ラ・大地(株)	R4. 4	E コマース、その他システム開発および Web サイト制作	30
ワールドビジネスセンター(株)	R4. 7	ソフトウェア開発・保守、システム運用管理	20
(株)フレイム	R4. 7	3 DCG 制作	38
(株)コンピュータ技研	R4. 10	受託ソフトウェア開発、新規事業に向けた研究開発	17
(株)アクセスポイント	R5. 3	システム開発事業、ユーザー操作・運用の問合せ対応	11

(株)スチームシップ	R5. 5	ネットショッピングや Web メディア等の構築・運用支援、地場産品のコーディネートや OEM のディレクション等	50
ポールトゥワイン(株)	R5. 9	モニタリング、投稿対策、カスタマーサポート業務等	100
(株)STUDIO KAIBA	R6. 2	CG・グラフィック、映像制作	20
(株)プロシップ	R6. 3	資産管理の業務パッケージソリューションの開発・販売・導入・保守サービス	100
(株)アドバンス	R6. 3	CAD、CAMを用いた試作品製造プログラム供給	10
計	(R7. 4 時点雇用状況：1,038人)		2,717

イ 誘致企業等への助成制度

誘致企業に対するアフターフォロー等として、次のような佐賀市独自の優遇措置制度を設けている。

○ 製造業等

項目	交付要件		内容
企業立地 奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・市と進出協定を締結 ・市税を完納 	立地に伴い取得した工場等の土地、建物及び償却資産のうち、本来業務の用に供する建物・償却資産の取得費が2,500万円超	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産に対する固定資産税のうち対象となる部分に相当する額を、最初の課税年度から3年間交付
雇用 奨励金		新規雇用者及び配置転換者等（雇用保険の一般被保険者、奨励金申請時に佐賀県内に住所を有する者）の数 中小企業 5人以上 その他 10人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数×50万円 ・限度額は2,500万円
利子 補給金		立地に伴い取得した投下固定資産の取得費が2,500万円超	<ul style="list-style-type: none"> ・立地に伴い金融機関から借り入れた資金（限度額1億円）に係る借入利子の1%以内に相当する額を交付 ・初回の利子支払い後7年間

○ ビジネス支援サービス業等

項目	交付要件	内容
設備費補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年経過した日までの設備機器取得または賃借に要した経費の 2 分の 1 相当額を補助 ・限度額は 1,500 万円
ビジネス支援サービス業等立地奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・市と進出協定を締結 ・市税の完納 ・新規雇用者及び配置転換者等の数 コンタクトセンター 20 人以上 バックオフィス 10 人以上 それ以外の業種 5 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年以内に取得した設備機器に係る固定資産税相当額を交付 ・最初の課税年度から 3 年間
ビジネス支援サービス業等雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年経過した日における、換算等新規地元雇用者数 1 人につき 50 万円を交付 ・限度額は 2,500 万円
建物賃借料補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・本来業務の用に供するオフィス賃料（市以外からの補助金額は控除）の 2 分の 1 相当額を補助 ・限度額は 1,500 万円 ・操業開始月から 3 年間

○ 本社機能移転促進

項目	交付要件	内容
設備費補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年経過した日までの設備機器取得または賃借に要した経費の 2 分の 1 相当額を補助 ・限度額は 3,000 万円
本社機能移転等立地奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年以内に取得した設備機器に係る固定資産税相当額を交付 ・最初の課税年度から 3 年間
本社機能移転等雇用奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・市と進出協定を締結 ・市税の完納 ・新規雇用者及び配置転換者等の数 10 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年経過した日における、換算等新規地元雇用者数 1 人につき 50 万円を交付 ・限度額は 2,500 万円
配置転換奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から 1 年経過した日における、配置転換者等（市内在住に限る。）1 人につき 25 万円を交付 ・限度額は 1,250 万円
建物賃借料補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・本来業務の用に供するオフィス賃料（市以外からの補助金額は控除）の 2 分の 1 相当額を補助 ・限度額は 3,000 万円 ・操業開始月から 3 年間

ウ 産業団地の開発

大和町東山田地区の「佐賀大和 I C 工業団地」^{インターチェンジ} の分譲が完了したため、雇用拡大及び地域産業活性化を図ることを目的に新たな産業団地の開発を進める。

エ 企業立地促進支援事業

市内への企業立地の促進を図るとともに市内企業の市外移転を抑制するため、本市の産業振興及び雇用の拡大に資すると認められる製造業等の用に供する施設の立地を行う事業者に対して、立地に係る土地若しくは建物の購入又は立地に係る土地の造成に要した経費等の 2 分の 1 相当額を補助する（上限 3,000 万円）。

2 中心市街地の活性化

(1) 中心市街地活性化基本計画と実践プログラム

全国的に顕著な傾向となっている中心市街地の空洞化や活力低下の主な要因として、市街地の拡大や、モータリゼーションの進展とそれに伴う消費者の行動エリアの拡大が挙げられる。また、都市機能の拡散や大規模商業施設の郊外立地、さらには市街地内のコミュニティの希薄化等も大きな要因となっている。

本市の中心市街地の定住人口は、近年のマンション建設の影響もあり、平成 12 年を底に増加傾向にあったが、平成 30 年度をピーク（9,238 人）として、近年は減少傾向にある。また、中心市街地の歩行者等通行量（4 日間 12 か所計測：佐賀市調査）は、ピーク時（昭和 60 年：349,807 人）から大きく減少したものの、平成 21 年度を底にやや持ち直して以降は横ばい傾向となり、令和 6 年度は 70,356 人となっている。

本市における街づくりは、「佐賀市中心市街地活性化基本計画」（平成 17 年 1 月策定、平成 21 年 3 月修正）と、この計画を 4 核構想エリアにおいて集中的かつ効果的に推進するための実践プログラムである「佐賀市街なか再生計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、公共公益施設の誘致や、わいわい!!コンテナプロジェクト等、様々な取組を行ってきた。

また、佐賀駅周辺エリアと 4 核構想エリアとを結ぶ中央大通りエリアでは、平成 27 年 3 月に策定した「佐賀市中央大通り再生計画」に基づき、同エリアの再生に向けた取組を行ってきた。

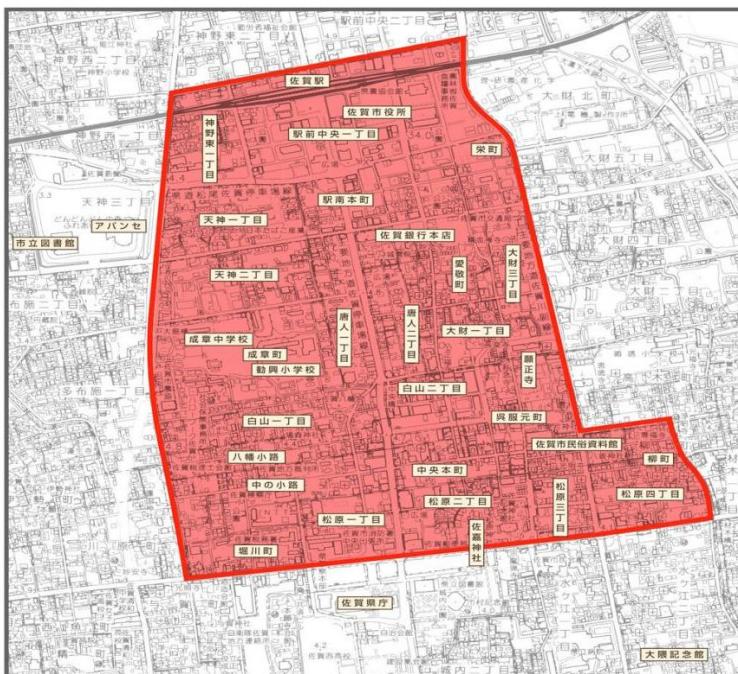
今後は、2023 年 5 月にオープンした S A G A アリーナの集客力を中心市街地の活性化に繋げていくため、引き続き、中央大通りエリアや 4 核構想エリアの取組を進めていくこととしている。

○ 中心市街地の人口、通行量の現状

※ 人口 8,555 人（令和 7 年 3 月末）

※ 通行量 70,356 人（令和 6 年 10 月 10 日～13 日調査実施）

【中心市街地活性化エリア】



(2) 事業の概要

① 街なか居住の推進

「職住近接」のまちづくりを進めるなど、 “街なか” 居住を推進することによって、定住人口の増加と中心市街地で失われつつあるコミュニティの再生を図る。

② 魅力ある店舗・拠点施設の整備と立地促進

子育て世帯、高齢者、若者、外国人滞在者など、住民や来訪者等のそれぞれのニーズに合致した店舗や公共施設、事務所等の立地促進を図る。

ア 街なか出店伴走支援事業

中心市街地の空き店舗等を活用する新規出店者を対象として、地元の商店主と連携して実施する経営アドバイス会等の取組を支援することにより、経営ノウハウの習得機会等を提供し、店舗経営者の育成及び遊休不動産の活用促進を図る。

イ 戰略的商機能等集積支援事業

中心市街地において戦略的に商機能の集積を図るため、出店意欲のある事業者の新規参入を促進する事業を支援し、遊休不動産の活用促進を図る。

ウ 中心市街地機能複合化推進事業

中心市街地において商機能だけでなく、遊休不動産を活用したオフィス機能の整備を支援する。

③ 賑わい創出支援

中心市街地を歩いてもらうきっかけをつくるため、銀天夜市、バルーンフェスタ・サテライトイベント、サガ・ライトファンタジー、えびすを活かした中心市街地賑わい創出事業等、集客力の高いイベントの支援を行う。

④ N P O 等との連携事業の充実

まちづくりの運営などに取り組んでいるN P O、市民団体等との連携を図る。

ア タウンマネジメント事業推進支援事業

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさがが行う中心市街地の活性化を図るための各種事業を支援する。

⑤ 基盤整備と施設運営

ア エスプラツツのリニューアル

平成 15 年に閉鎖されていた再開発ビル「エスプラツツ」を、カルチャー・交流ゾーン、公共ゾーン、商（サービス）業ゾーンの機能を持った『街づくり基点施設』として、平成 19 年 8 月にリニューアルオープンをした。高齢者から子どもまで楽しく集い、過ごせる賑わい空間の創出をめざす。

イ コミュニティ施設の整備・運営

コミニティプラザ 656 を取得し、多目的トイレ等を整備した上で平成 22 年 6 月にリニューアルし、指定管理者制度を導入した。また、平成 27 年度には、公衆無線 L A N や休憩設備、音響設備を整備することによって、利便性の高い快適な空間としてリニューアルした。

市民や来街者の交流の場として活用することによって、街に来る人、街を歩く人を増やし、中心市街地の活性化を図る。

3 佐賀駅周辺整備

佐賀駅周辺地区は、佐賀駅高架化移転事業（昭和 51 年竣工）と併せて実施した神野土地区画整理事業による都市基盤の整備以降、50 年近くが経過している。

この間の交通需要などの社会環境の変化に対応するため、西九州新幹線開業（令和 4 年 9 月）や SAGA 2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催（令和 6 年度）を契機として、駅前広場や周辺道路等を再整備し、都市機能を向上させるとともに、街の玄関口としての魅力向上を図っている。

駅前広場の再整備は、令和 2 年度に着工し、令和 4 年 11 月に完成した。完成した駅前交流広場は市民の憩いの空間、イベントやキッチンカーの出店などによる駅周辺の賑わいを生み出すスペースとして利用されている。

また、佐賀駅と SAGA サンライズパークを結ぶサンライズストリート（市道三溝線）を心地よく歩きたくなる空間とするため、ストリート沿線に休憩や、おもてなし・交流活動の拠点となる施設（交流施設、ポケットパーク、交流スペース）を整備し、活用している。



佐賀駅サンライズロ（北口）の駅前広場



佐賀駅佐賀城口（南口）の駅前広場



交流施設（令和 6 年 5 月完成）



ポケットパーク（令和 6 年 5 月完成）



交流スペース（令和 6 年 3 月完成）

4 観光の振興

(1) 観光動向

① 観光客数

ア 観光客数（日帰り・宿泊別）

[令和6年：5,271千人]

(単位：千人)

	R4	R5	前年比	R6	前年比
日 帰 り	4,978	5,176	104%	4,508	87%
宿 泊	501	678	135%	763	113%
合 計	5,479	5,854	107%	5,271	90%

イ 外国人観光客数

[令和6年：74,388人]

(単位：人)

	R4	R5	前年比	R6	前年比
外国人宿泊客数	4,682	42,653	911%	74,388	174%

② 観光消費額

[令和6年：37,678百万円]

(単位：百万円)

	R4	R5	前年比	R6	前年比
年 間	36,738	40,584	110%	37,678	93%
一人当たり（円）	6,705	6,933	103%	7,148	103%

(2) 観光振興における背景・課題

近年、海外からの観光客の増加や旅行形態の変化によるニーズの多様化など、取り巻く環境が大きく変化しているなか、成長産業としての観光への関心・注目が集まっている。

今後は、ターゲットに応じた効果的な情報発信により、国内外からの誘客を図るとともに、観光消費拡大の視点に立ち、観光イベントの充実や本市固有の資源を活かした新たな着地型観光ビジネスの確立、インバウンド観光の受け入れ体制の充実などに努め、魅力的な観光を提供していく必要がある。

(3) 事業の概要

① 観光機能の整備

ア イベントの充実

i 熱気球国際大会（佐賀インターナショナルバルーンフェスタ）

1980年（昭和55年）から佐賀市で開催している大会は、1984年（昭和59年）から国際大会となり、1989年（平成元年）、1997年（平成9年）、2016年（平成28年）の3回、熱気球世界選手権を開催。毎年80万人を超える観客を動員する佐賀の秋の風物詩となっている。

令和 6 年大会は、15ヶ国・地域から 127 機の気球が参加予定だったが、大会会場が冠水したため、2日目以降の会場内でのイベントは中止となった。1日目のみの開催で 8 万 5 千人の観客を動員した。

〔開催期間（令和 6 年度）：10月 31 日～11月 4 日〕

	R4	R5	R6
観客動員数（千人）	849	907	8.5

ii 佐賀城下ひなまつり

平成 12 年度から旧長崎街道沿いの歴史的建造物などを会場に 2 月～3 月にかけて開催。県内外から多くの来訪客がある早春の風物詩となっている。

〔開催期間（令和 6 年度）：2月 8 日～3月 9 日〕

	R4	R5	R6
観客動員数（千人）	85	105	109

iii 佐賀城下栄の国まつり

毎年 8 月上旬に開催。2 日間で 20 万人を超える市民でにぎわう夏の風物詩となっている。令和 7 年度からは、日程を 5 月下旬に変更して開催。

〔開催期間（令和 6 年度）：8月 3 日～8月 4 日〕

	R4	R5	R6
観客動員数（千人）	240	243	238

イ 観光施設の管理運営

i 佐賀バルーンミュージアム（佐賀市松原二丁目 2-27 tel 40-7114）

年間を通して熱気球の魅力に触れることができる、日本初の熱気球に関する常設展示館として平成 28 年 10 月に開館。280 インチの「スーパーハイビジョンシアター」やバルーンの操縦を疑似体験できる「フライトシミュレーター」など大人から子どもまで楽しく学べる施設となっている。バルーンの関連グッズやお土産を販売する「ショップ」や、佐賀県産の食材を使った料理を提供する「カフェ」を併設。

〔令和 6 年度の来館者数（推計）：163,000 人 ※青少年センター除く。〕

ii 佐賀市歴史民俗館（佐賀市柳町、松原 tel 22-6849）

旧長崎街道沿いの柳町と松原四丁目に所在し、歴史的建造物としていずれも市の重要文化財に指定されている旧古賀銀行、旧古賀家、旧牛島家、旧三省銀行、旧福田家の 5 施設及び旧森永家・久富家の総称。

旧古賀銀行には長崎街道関係の資料等の展示と飲食コーナーを設置しており、旧古賀家と旧福田家は貸館として茶道や華道の教室などに利用されている。また、旧福田家では佐賀の伝統工芸である佐賀錦の実演と展示を行っている。

そのほか、「佐賀城下ひなまつり」や「公募イベント」などを開催している。

〔令和 6 年度の来館者数：181,755 人〕

iii 佐賀市大隈重信記念館・旧宅（佐賀市水ヶ江二丁目 11-11 tel 23-2891）

早稲田大学の創設者であり政治家であった大隈重信の生誕 125 年を記念して建設さ

れた記念館。平成 29 年（2017）には、建築の再現が難しく、芸術性が高いとして、国の登録有形文化財に登録され、館内では大隈重信に関する貴重な資料を展示している。

また、敷地内の生家は、天保以前の武家屋敷として貴重なもので、国史跡に指定され、内部を一般公開している。

〔令和 6 年度の来館者数：10,352 人〕

iv 旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）（佐賀市諸富町大字為重）

筑後川をはさんで佐賀市（諸富町）と大川市を結ぶかつての鉄道橋で、高さ約 30 m の国内最古の昇開式可動橋。平成 15 年に国の重要文化財に指定されたほか、平成 19 年には機械遺産にも認定されている。

〔令和 6 年度の通行者数：34,596 人〕

v やまびこ交流館（佐賀市三瀬村藤原 3890-1 tel 40-7110）

昭和の古き良き時代を思わせる茅葺きと、瓦葺きの農家の住宅をモデルに移築復元した建物。一棟まるごとを貸し切り、短時間の会議から数泊の合宿まで幅広く利用できる。

〔令和 6 年度の来館者数：646 人〕

ウ 温泉施設・泉源の管理運営

i 市営温泉の管理運営

熊の川温泉「衞（ちどり）の湯」、三瀬温泉「やまびこの湯」を管理運営することにより、観光産業の振興を図り、地域の活性化につなげる。

ii 泉源管理事業

泉源や、各旅館への温泉給湯設備、温泉給湯使用料の管理を行い、温泉の適正な使用とその保護を図る。

② 観光客の誘致

i 観光広報 P R 事業

市内のイベントや観光素材を、年間を通して各種メディアを活用して P R することにより、市内への観光客誘致を図る。

ii 観光情報発信会館の運営

佐賀市観光情報発信会館「橋の駅 ドロンパ」

筑後川昇開橋の絶景スポットに位置しており、世界遺産に登録された「三重津海軍所跡」まで車で 5 分ほどの距離にある。市内の観光スポットや地域のイベント情報等を提供するほか、地元農産物や「有明海」の海の幸、海苔製品などを展示・販売している。

〔令和 6 年度の来館者数：83,727 人〕

③ 観光意識（おもてなし意識）の醸成

i 観光ボランティア育成事業

観光客に対し観光情報をきめ細やかな案内ができる観光ボランティアを育成する。

④ コンベンションの誘致

i コンベンション誘致推進事業

大会・会議等の開催に対し助成を行うこと等により市内での開催を誘致し、宿泊客の増加による経済波及効果の増大を図る。

⑤ 外国人観光客への対応

i インバウンド観光推進事業

観光商談会への参加や、デジタルマーケティングを活用した観光情報の発信、市内の受入体制強化を図ることにより、アジアを中心とした海外から観光客を誘致し、市内での経済波及効果の増大を図る。

⑥ 観光産業の振興

i M I C E と連携した観光消費促進事業

S A G A アリーナ等来場者向け特別クーポンの発行、プロスポーツ観戦者向け宿泊助成、観光周遊タクシーの助成等を行い、市内の周遊及び消費促進を図る。